

千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）について（概要）

1 改正の趣旨及び背景

障害者総合支援法及び児童福祉法に係る関係省令の一部改正（平成27年4月施行分）に伴い、障害福祉サービスを提供する事業所等が満たすべき基準を見直し、千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正しようとするものです。

2 改正する条例

- 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第68号。以下、「障害福祉サービス指定基準」という。）
- 千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第74号。以下、「障害児通所サービス指定基準」という。）

3 改正の概要

（1）基準該当生活介護、基準該当短期入所及び基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービスの対象拡大について

障害福祉サービス指定基準第96条及び第110条並びに障害児通所サービス指定基準第60条の2及び第80条において準用する第60条の2において、一定の要件を満たした介護保険制度の指定小規模多機能型居宅介護事業者については、障害福祉サービス等における基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービス事業所とみなすことができる仕組みとなっているところですが、本改正により、一定の要件を満たした介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所についても上記仕組みと同様にみなすこととします。

（2）指定児童発達支援の運営に関する基準について

障害児通所サービス指定基準第51条において、児童発達支援センターにおける指定児童発達事業者は、地域との連携・交流に努めること、及び家庭からの相談に応じ援助を行うよう努めることと規定されているところですが、相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う保育所等の施設を加えることとします。

（3）主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスの設置基準について

主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業を行う場合の、従業者及び員数並びに利用定員について、児童発達支援の場合と同様の規定を追加します。

（4）病院敷地内における指定共同生活援助の事業等の特例について

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策として、一定の条件を満たす場合、精神科病院の敷地内において、指定共同生活援助の事業等を行う事ができる旨の省令改正が行われましたが、地域移行のあり方として疑問があるとの見解もあることから当面は条例改正を行わないこととします。

4 施行期日（予定）

平成27年7月1日（水）